第 6 期亀山市障がい福祉計画 第 2 期亀山市障がい児福祉計画



令和3年3月

目次

1.	第6期亀山市障がい福祉計画・第2期亀山市障がい児福祉計画の概要	. 1
2.	第6期亀山市障がい福祉計画における成果目標	. 2
3.	障がい福祉サービスの活動指標とその確保のための方策	. 8
4.	地域生活支援事業の目標とその確保のための方策	21
5.	第2期亀山市障がい児福祉計画における成果目標	28
6.	障がい児通所支援等の活動指標とその確保のための方策	30

1. 第6期亀山市障がい福祉計画・第2期亀山市障がい児福祉計画の概要

(1)第6期亀山市障がい福祉計画の概要

「第6期亀山市障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として定めるものです。

障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標(成果目標)、必要なサービス量の見込み(活動指標)、サービスを確保するための方策について定めます。

(2) 第2 期亀山市障がい児福祉計画の概要

「第2期亀山市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村 障害児福祉計画」として定めるものです。

児童福祉法の趣旨を踏まえ、障がいのある児童が身近な地域で支援を受けることができるよう、障がい児通所支援、障がい児相談支援の提供体制に係る目標(成果目標)、必要なサービス量の見込み(活動指標)、サービスを確保するための方策について定めます。

(3)計画の期間

この計画の計画期間は、国の定める基本指針に即して策定するものであり、令和3年度から5年度までの3年間となります。

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
第2次亀山市			基本構想 平成 29 年度~令和 7 年度【9 年】								
総合計画		<u> </u>	成 29 年	基本計 度~令 ⁵ 【5 年】		芰	令和	4 年度 [,]	本計画 ~令和 年】		
第2次亀山市 障がい者福祉 計画				<u> </u>	平成 30	年度~ 見直し	令和 8	3 年度【	9年】		
亀山市障がい 福祉計画・ 亀山市障がい 児福祉計画			平成 30	第5期 年度~令和 【3 年】] 2 年度	令和 3 4	第6期 拝度〜令和 【3 年】	5 年度	令和 6 :	第7期 年度~令和 【3 年】	8 年度

2. 第6期亀山市障がい福祉計画における成果目標

地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度とする障がい福祉計画において必要な障がい福祉サービスの提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる目標(以下成果目標という。)を設定します。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の指針】

- ①令和元年度末時点における施設入所者数の6%以上を令和5年度末までに地域生活 へ移行する。
- ②令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減する。

【成果目標】

障がいのある人の地域での自立生活を進める観点から、令和元年度末において福祉施設に入所している障がいのある人のうち、グループホームや一般住宅等に移行する人を見込んで、令和5年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定します。令和元年度末現在、福祉施設に入所している人は29人です。目標年度である令和5年度末までには移行率6%以上に相当する2人を地域生活移行者数(目標値①)として設定します。また、令和元年度末における施設入所者数(29人)の1.6%以上に相当する1名を施設入所者の削減数(目標値②)として設定します。

項 目	数值	説明
令和元年度末時点の施設入所者数 (A)	29 人	令和5年度末時点の数値を算定するため の基礎となる数値
令和 5 年度施設入所者数 (B)	28 人	(A)から地域移行の移行者を控除 し、施設入所が真に必要になるものの 数を加えた数値
【目標值①】 地域生活移行者数	2人	(A) の 6%に相当する数値(小数点以下 を切り上げ)
【目標値②】 施設入所者の削減数(A—B)	1 人減	(A) の 1.6%に相当する数値(小数点以下を切り上げ)

◆目的を達成するための方策

- ①現在施設入所者の中で地域移行できそうな方を対象に本人の意向を把握した上で、 計画相談支援員、施設職員等と連携し、地域移行していけるような支援を行います。
- ②施設入所者の地域移行を推進していくため、障がい者が安心して自立した生活が送れるように、県等と連携しながら居住場所を確保していきます。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の指針】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについての構築を行う。

【成果目標】

保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

項 目	実施の有無	市の考え方
【目標値】 令和5年度末の保健・医療・福祉関係 者による協議の場	実施	保健・医療・福祉関係者による協議 の場の実施

◆目的を達成するための方策

鈴鹿・亀山圏域における保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、顔の見える関係を構築し、事例検討を通して地域の課題を共有しながら進めます。

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の指針】

令和5年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を1つ以上確保しつ つ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。

【成果目標】

地域生活支援拠点については、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」として、これまで整備に向けて検討してきました。引き続き各機関の役割を整理しながら、地域生活支援拠点の整備を進めます。整備後はその機能を確保しつつ、亀山市地域自立支援協議会において年1回以上運用状況を検証、検討します。

項 目	数值	説明
【目標値】 令和 5 年度末の地域生活支援拠点の整 備数	1 か所	地域生活支援拠点として、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を進めます。

◆目的を達成するための方策

- ①「緊急時の受入・対応」「体験の機会・場」を実施できる短期入所等の事業所と連携し確保を図ります。
- ②「相談」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」については、基幹相談支援センターにコーディネート機能を持たせ、機能を担うことができる事業所の協力を得ながら体制を整備します。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行者数

【国の指針】

- ①令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とする。
- ②就労移行支援事業については令和元年度の一般就労への移行実績から 1.3 倍以上、 就労継続支援業 A 型については、1.26 倍以上、就労継続支援 B 型は 1.23 倍以上と する。

【成果目標】

令和元年度に就労移行支援事業所から一般就労した人は4人であるため、1.3 倍に相当する6人を目標値①として設定します。

同じく就労継続支援A型から一般就労へ移行した人は3人であるため1.26倍に相当する4人を目標値②として設定し、就労継続支援B型から一般就労へ移行した人は1人であるため1.23倍に相当する2人を目標値③として設定します。①②③を合計した目標値④は12人となります。

	項 目	数值	説明
就労移	令和元年度の年間一般就労 への移行実績者数(A)	4人	令和5年度の数値を算定するための基礎となる数値
行 支 援事業	【目標値①】令和 5 年度の 一般就労移行者数	6人	(A) の 1.3 倍に相当する数値(小数点以下を 切り上げ)
就労継	元年度の年間一般就労への 移行実績者数(B)	3人	令和5年度の数値を算定するための基礎となる数値
続支援 A 型事業	【目標値②】令和 5 年度の 一般就労移行者数	4人	(B) の 1.26 倍に相当する数値(小数点以下を切り上げ)
就労継	令和元年度の年間一般就労 への移行実績者数(C)	1人	令和5年度の数値を算定するための基礎となる数値
続支援 B 型事業	【目標値③】令和5年度の 一般就労移行者数	2人	(C) の 1.23 倍に相当する数値(小数点以下を切り上げ)
令和元年	度の一般就労移行者数(D)	8人	令和元年度において福祉施設を退所し一般就 労した数…(A)+(B)+(C)
	④】 【①+②+③】 Eの一般就労移行者数	12 人	目標値①と②と③の合計値。(D)と比較し 1.5倍

②就労定着支援事業の利用者数【新規】

【国の指針】

令和5年度における就労定着支援事業を通じて一般就労へ移行する者のうち7割が就 労定着支援事業を利用することを基本とする。

【成果目標】

一般就労への定着が重要であることから、令和5年度の就労定着支援事業所の利用者数を目標値として設定します。令和5年度の一般就労への移行人数は12人を目標値としていることから、就労定着支援事業利用者の目標値は9人とします。

項 目	数值	説明
令和 5 年度の一般就労移行者数(A)	12 人	令和5年度の数値を算定するための基礎となる数値
【目標値】 令和5年度の就労定着支援事業所の 利用者数	9人	(A)の7割に相当する数値(小数点以下を 切り上げ)

③就労定着支援事業所の就労定着率【新規】

【国の指針】

就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を、全体の7割以上とする。

【成果目標】

就労定着率(過去3年間の就労定着支援総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合)が8割以上の就労定着支援事業所の事業所数を設定します。

現在市内には就労定着支援事業所がなく、利用者は市外にある事業所を利用しています。令和5年度までには事業所が開設されるよう市内の事業所に働きかけていきます。

項目	数值	説明
令和5年度における就労定着支援事業所の全体数(A)	1 か所	令和5年度の数値を算定するための基礎となる数値
令和 5 年度における就労定着率 が 8 割以上の就労定着支援事業 所の数(B)	1 か所	令和5年度の数値を算定するための基礎となる数値
【目標値】 就労定着率が8割以上の事業所 数が全体の7割以上とする	1 か所	(A) における(B) の割合が、国の成果目標である7割を達成する事業所数。

◆目的を達成するための方策

- ①福祉施設から一般就労への移行を進めるため、「就労継続支援 A 型事業所」「就労継続支援 B 型事業所」「就労移行支援事業所」の利用者のうち一般就労を目指すことができる方に一般就労後を見据えた「働き続ける力」をつける訓練を行います。 更に計画相談支援事業所等とも連携しながら、一般就労につながるような取り組みを促します。
- ②一般就労移行者には、就労定着支援事業の利用案内を周知しながら利用を促進します。
- ③一般就労移行者の継続的な就労支援のため、ハローワークや鈴鹿・亀山障害者就業・生活支援センター等、関係機関と連携し支援します。
- ④現在市では、「障がい者実習事業」にて市の庁舎内で職場実習を行っています。引き続き障がいのある方への就労訓練及び就労の促進に努めていきます。

(5)相談支援体制の充実・強化等【新規】

【国の指針】

令和5年度末までに各市又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する。

【成果目標】

相談支援体制の充実・強化するため令和5年度までに総合的・専門的な相談支援の実施体制及び地域の相談支援体制の強化の実施体制を確保します。

項 目	実施の有無	説明
【目標】 総合的・専門的な相談支援の実施体制 の確保	実施	基幹相談支援センターにおける相談支援機能 の強化を図る。
【目標】 地域の相談支援体制の強化の実施体制の 確保	実施	基幹相談支援センターにおける地域の相談機 関との連携強化を図る。

◆目的を達成するための方策

これまで、市では地域で生活する障がい者等を支えるため「計画相談支援」「障害者相談支援事業」「基幹相談支援センター」と重層的な相談体制の構築に取り組んできました。引き続き、各主体の役割を整理するとともに、「基幹相談支援センター」については機能の強化・充実を図り、総合的・専門的な相談支援を行えるよう体制強化を図ります。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】

【国の指針】

令和5年度末までに各市において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取 組を実施する体制を確保する。

【成果目標】

- ①障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組として、初任者研修や権利 擁護・虐待防止に関する研修への職員の積極的な参加を図るとともに、障がい福 祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サー ビス等が提供できているか検証を行います。
- ②障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析を活用し、請求の過誤を無くすための取組を行い、適正な運営を行う事業所の確保に努めます。

項目	実施の有無	説明
【目標】 障がい害福祉サービス等の質を 向上させるための取組を実施す る体制の構築	実施	職員は障がい福祉サービス等に係る各種研修に積極的に参加し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているか検証を行います。

3. 障がい福祉サービスの活動指標とその確保のための方策

成果目標の達成に向けて、各サービスの必要な量の見込みである活動指標及びその確保のための方策を定めます。活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。(単位の考え方は、障がい児通所支援等においても同じです。)

時間/月…各年度のサービス提供時間の月間平均(各年度の実績又は見込値を 12 で割った数値) 人/月…各年度の利用人数の月間平均(各年度の実績又は見込値を 12 で割った数値) 人/日…「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

(1)訪問系サービス

①居宅介護(ホームヘルプ)

居宅での入浴・排せつ、食事の介護の身体介護や調理・洗濯及び掃除等の家事援助 を行うサービスです。

	第 5	第5期計画・実績値			第6期計画・見込値			
項目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		
給付時間(時間/月)	738	788	741	790	820	850		
利用者数(人/月)	58	60	55	60	62	64		

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者または知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を必要とする人に居宅において入浴、排せつ及び食事の介護や調理・洗濯及び掃除等の家事援助を行うサービスです。また、外出時における移動中の介護も行います。

	第5	第5期計画・実績値			第6期計画・見込値			
項 目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		
給付時間(時間/月)	328	350	350	600	600	850		
利用者数(人/月)	1	1	1	2	2	3		

③同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護を行うサービスです。

	第 5 :	期計画・実	績値	第6期計画・見込値			
項 目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
給付時間(時間/月)	58	80	39	80	80	80	
利用者数(人/月)	3	5	4	5	5	5	

④行動援護

知的・精神障がいのために行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人が行動する際の危険回避や外出時の移動の介護を行うサービスです。

	第 5	期計画・実	:績値	第6期計画・見込値		
項 目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付時間(時間/月)	0. 3	0. 2	0. 4	1	1	1
利用者数(人/月)	0. 3	0. 2	0. 4	1	1	1

⑤重度障害者等包括支援

常時介護が必要でその必要性が著しく高い人に居宅介護その他障がい福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

	第 5 🤅	期計画・実	績値	第 6 期計画・見込値		
項目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付時間(時間/月)	0	0	0	0	0	0
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

◆見込値の算定の考え方

◎居宅介護

平成30年度から令和2年度(見込)の平均的な増加率を勘案し、見込値を算定しました。

◎重度訪問介護

在宅での生活を望む重度障がい者の増加を見込み算定しました。

◎同行援護·行動援護

令和元年度と同程度と見込み算定しました。

◆サービスを確保するための方策

居宅介護の事業所は、令和元年度には5か所になり、サービスを提供する環境は年々整いつつあります。引き続き福祉施設入所者や精神科病院へ入院している障がい者が地域生活へ移行するためにも、訪問系サービスの提供体制を整える必要があります。新規参入を検討する事業所をはじめ既存の事業所に対し、夜間や早朝にも対応できる事業所の確保やホームヘルパー等の人材確保に向け働きかけます。

(2)日中活動系サービス

①生活介護

常時介護を必要とする障がい者に、主として昼間に入浴、排せつ及び食事の介護を行うとともに創作的活動や生産活動の機会を提供するサービスです。

	第 5	期計画・実	績値	第6期計画・見込値		
項 目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数(人日/月)	1, 869	1, 902	1, 901	1, 900	1, 960	2, 020
利用者数(人/月)	98	100	99	100	103	106

②自立訓練

【機能訓練】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の 向上のための訓練を行うサービスです。

	第5期計画・実績値			第6期計画・見込値		
項 目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数(人日/月)	20	9	6	10	10	10
利用者数(人/月)	1	0. 9	0. 6	1	1	1

【生活訓練(宿泊型自立訓練含む)】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の 向上のための訓練を行い、併せてサービス提供機関との連絡調整等の支援を行うサ ービスです。

	第5期計画・実績値			第6期計画・見込値		
項 目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数(人日/月)	27	6	0. 6	23	23	23
利用者数(人/月)	1	0. 3	0. 2	1	1	1

③就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

	第 5	期計画・乳		第6期計画・見込値			
項目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
給付日数(人日/月)	168	158	270	270	290	310	
利用者数(人/月)	10	9	15	15	16	17	

④就労継続支援

【A型:雇用型】

一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び 能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。事業所内において雇用契約 に基づいて就労の機会を提供するものです。

	第5	期計画・実	:績値	第 6 期計画・見込値			
項目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
給付日数(人日/月)	693	641	742	740	740	740	
利用者数(人/月)	35	32	36	36	36	36	

【B型:非雇用型】

一般企業等での就労が困難な障がい者や、一定の年齢に達している障がい者に一 定の賃金水準のもとで、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び 能力の向上・維持を図るサービスです。雇用契約は結びません。

	第5期計画・実績値			第 6 期計画・見込値		
項目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数(人日/月)	1, 523	1, 656	1, 862	1, 890	1, 980	2, 070
利用者数(人/月)	89	94	103	105	110	115

⑤就労定着支援

一般就労へ移行した障がい者に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図る ために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等 を行うサービスです。

	第5期計画・実績値			第6期計画・見込値			
項目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
利用者数(人/月)	0. 5	3	3	4	5	9	

⑥療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の援助を行うサービスです。

	第5期計画・実績値			第6期計画・見込値		
項 目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数(人/月)	10	10	10	10	10	10

⑦短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合等に、障がい者等に短期間、夜間も含め施設において、 入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

【福祉型】

	第5	期計画・実	:績値	第6期計画・見込値			
項 目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
給付日数(人日/月)	215	249	206	250	265	280	
利用者数(人/月)	25	29	25	30	32	34	

【医療型】

	第 5	期計画・実	!績値	第6期計画・見込値			
項 目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
給付日数(人日/月)	6	7	10	10	10	10	
利用者数(人/月)	1	2	1	1	1	1	

◆見込値の算定の考え方

- ◎生活介護、就労継続支援 B 型、短期入所、就労移行支援平成30年度から令和2年度(見込)の平均的な増加率を勘案し、見込値を算定しました。
- ◎療養介護、就労継続支援 A 型、自立訓練 過去の実績値を勘案し、一定数としています。
- ◎就労定着支援

一般就労への定着が重要であることから、成果目標にて令和5年度の利用者数の目標値を9人としていますので、一致した数値としています。

◆サービスを確保するための方策

「短期入所(福祉型)」についてはレスパイトとしての需要があり、需要の高さが 伺えます。市内には定員5名の施設が1カ所しかないため、緊急時にも受け入れが 可能となるよう事業者へ参入を促すととともに、鈴鹿・亀山圏域で広域的に空床の 有効活用を図るためのシステムづくりの検討を行います。

(3)居住系サービス

①自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応に より必要な支援を提供するサービスです。

	第5	期計画・実	績値	第 6 期計画・見込値			
項 目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
利用者数(人/月)	0	0	0	1	1	1	

②共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日などに、共同生活を営む住居で、相談や必要に応じて入浴、排せつ、食事 の介護等の日常生活上の援助を行うサービスです。

	第 5	期計画・実	:績値	第6期計画・見込値			
項 目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
利用者数(人/月)	27	31	36	38	40	42	

③施設入所支援

施設に入所している障がい者に、主に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスです。

	第 5 :	期計画・実	績値	第6期計画・見込値			
項 目	平成 30 年度			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
利用者数(人/月)	29	29	31	30	29	28	

④地域生活支援拠点等整備及び機能充実の検討回数

	第 5	期計画・身	 [績値	第 6 期計画・見込値			
項目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
検討回数(回/年)				1	1	1	

◆見込値の算定の考え方

◎共同生活援助

平成30年度から令和2年度(見込)の平均的な増加率を勘案し、見込値を算定しました。

◎施設入所支援

地域生活への移行を目指し、令和5年度の成果目標を28人と設定しましたので、 一致した数値としています。

◆サービスを確保するための方策

重度障がい者が地域で生活し続けられるように、重度障がい者への対応が可能なグループホームの開設を促進していきます。

(4)相談支援

①計画相談支援

障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障がい者等を対象とし、支給決定前のサービス等利用計画(案)の作成から支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。さらに一定期間ごとに支援内容が適切かどうかサービス等の利用状況を確認し計画の見直し(モニタリング)を行います。

	第 5 :	期計画・実	續值	第6期計画・見込値			
項 目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
利用者数(人/月)	49	50	58	60	65	70	

②地域移行支援

施設入所者及び精神科病院の入院患者、矯正施設等の入所者を対象に、住居の確保や その他地域における生活に移行するための支援を行うサービスです。

	第 5	期計画・実	績値	第 6 期計画・見込値			
項 目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
利用者数(人/月)	1	0. 3	0. 3	1	1	1	

③地域定着支援

一人暮らしの方等を対象に、常時連絡がとれる体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対応するサービスです。

	第 5	期計画・実	!績値	第6期計画・見込値			
項 目	平成 令和 30 年度 元年度		令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
利用者数(人/月)	0	0	0	1	1	1	

◆見込値の算定の考え方

◎計画相談支援

平成30年度から令和2年度(見込)の平均的な増加率を勘案し、見込値を算定しました。

- ◎地域移行支援、地域定着支援
 - 一定数の利用を見込み、算定しました。

◆サービスを確保するための方策

- ①サービス計画相談支援の需要に応えるため、事業所へ新規参入を促します。また既存の特定相談支援事業所での相談支援専門員の増員を呼びかけます。
- ②基幹相談支援センターが実施する研修や事例検討会を通じて相談支援専門員のスキルアップを行い、相談支援体制の充実を図ります。
- ③障がい者が地域で安心して自立した生活を送るための切れ目のない支援を行うため、地域移行支援、地域定着支援の周知に努めます。

(5)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の回数

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて、保健・医療・福祉関係者による協議を通じて精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築を進めます。

	第 5	期計画・実	績値	第6期計画・見込値			
項目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
検討回数(回/年)				3	3	3	

◆サービスを確保するための方策

鈴鹿・亀山圏域における保健・医療・福祉関係者による協議を通じて、顔の見える関係を構築し、事例検討を通して地域課題の共有を進めるため、年に3回の検討会を実施します。

(6)相談支援体制の充実・強化等【新規】

地域の相談体制の強化

基幹相談支援センターについて、機能の強化を図りながら総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

		第5類	朗計画・実	¥績値	第 6 期計画・見込値			
	区分	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
地域の相談支 援事業者に対 する訪問等に よる専門的な 指導及び助言	訪問等による 実施件数				60	60	60	
地域の相談支 援事業者の人 材育成	研修会の開催 回数				2	2	2	
地域の相談機 関との連携強 化の取組	相談支援事業 所担当者連絡 会の開催回数				12	12	12	

◆サービスを確保するための方策

①計画相談支援の質の向上のため基幹相談支援センターが地域の相談支援事業所に訪問等を行い、指導、助言や援助を行います。

- ②月1回「相談支援事業所担当者連絡会」を開催し、情報交換や顔の見える関係づくりを行い、地域の相談機関との連携強化の取組を行います。
- ③地域の相談支援事業者の人材育成のため「基幹相談支援センター」で年2回の研修 を行う他「相談支援事業所担当者連絡会」の中で事例検討会を行い相談支援専門員 のスキルアップを図ります。

(7)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組【新規】

障がい福祉サービスが多様化する中で、障がい者等が真に必要とするサービス等が 提供できているか検証を行います。また、障害者自立支援審査支払等システム等に よる審査結果の分析を活用し、請求の過誤を無くし、適正な運営を行う事業所の確 保に努めます。

①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

	第 5 期計画·実績値			第6期計画・見込値			
項 目 		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障がい福祉サービ スに係る研修	市職員の参 加人数				10	10	10

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

		第5	期計画・実	ミ績値	第6期計画・見込値			
項目		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
事業所との審査結 果の共有	実施回数				12	12	12	

◆サービスを確保するための方策

- ①県、国保連合会、システム委託会社などが主催する研修への市職員の積極的な参加を図ります。障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているか検証を行います。職員2名で年間5回の参加を見込んでいます。
- ②障害者自立支援審査支払等システム等による月1回の審査結果の分析を各事業所へ 共有しす。請求の過誤を無くすための取組を行い、適正な運営を行う事業所の確保 に努めます。

4. 地域生活支援事業の目標とその確保のための方策

≪必須事業≫

(1)理解促進研修·啓発事業

障がいがある人に関する地域住民の理解を図るための啓発活動等を実施します。

	第 5 :	第5期計画・実績値			第6期計画・見込値		
項目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
理解促進研修・啓 発事業の実施 実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	

◆サービスを確保するための方策

「ヒューマンフェスタ in 亀山」や「あいあい祭り」等において、障がい者等への理解や障害者差別解消法や障害者虐待防止法等についてより多くの方へ普及啓発できるように取り組みます。

(2)相談支援事業

障がいがある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整や必要な援助を行います。

		第5期	第5期計画・実績値			第6期計画・見込値			
項	目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		
障害者総合相談 支援センター	箇所数 (か所)	1	1	1	1	1	1		
基幹相談支援 センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有		
基幹相談支援 センター等 機能強化事業	実施の有無				検討	実施	実施		

◆サービスを確保するための方策

- ①障害者総合相談支援センターでは、令和元年度に 2,583 件の相談実績がありました。今後も障がいがある人や家族が気軽に相談できる場として広く利用できるように周知を図ります。
- ②基幹相談支援センターは地域の中核的な相談支援事業所としての機能強化を図ります。

(3)成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な精神障がい者・知的障がい者に対して、成年後見の申し立てに要する費用や後見人等の報酬を助成します。

	第5期計画・実績値			第 6 期計画・見込値			
項	目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数	0	0	1	1	2	2

◆サービスを確保するための方策

後見人報酬の助成に関する対象者の見直し及び拡大を検討します。また、国は成年後見利用促進計画に基づいて令和3年度までに広報、相談、利用促進などの機能を備えた中核機関の設置を求めています。今後、市でも成年後見に係る周知啓発や申し立てなどのコーディネートを行う中核機関の設置を目指します。

(4)成年後見制度法人後見支援事業【新規】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制 を整備することにより、障がいがある人の権利擁護を図ります。

	第5	第5期計画・実績値			第6期計画・見込値		
項目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
成年後見制度 法人後見支援事業 実施の有無				無	有	有	

◆サービスを確保するための方策

法人後見の活動を安定的に実施するための体制づくりに向けたヒアリング調査を行うとともに、法人後見を担う団体が困難事例等に円滑に対応できる支援体制を多面的に検討し、法人後見の実施に向けた検討を進めます。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある 障がい者等に、手話通訳や要約筆記等の方法により、障がいのある人等とその他の人 との意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化 を図ります。

			第5期計画・実績値			第6期計画・見込値		
項	目		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話通訳者 派遣事業		実利用件数 (件)	1	11	5	10	11	12
要約筆記者 派遣事業		実利用件数 (件)	1	0	1	2	2	3
手話通訳者 設置事業		実設置者数	1	1	1	1	1	1

◆サービスを確保するための方策

- ①手話通訳者や要約筆記者の派遣については一般社団法人三重県聴覚障害者協会に委託し、意思疎通の支援を行っています。今後も手話通訳や要約筆記を必要とする方の利用を促進するため、他市町村からの転入時や障害者手帳交付時のサービスの案内のほか、市のホームページにおいて制度の積極的な周知を行います。
- ②手話通訳設置事業については、平成28年度から1名の手話通訳者を週1回あいあいの窓口に配置しています。今後も、市の窓口で手続き等を行う際にコミュニケーションが円滑にできるように努めます。

(6)日常生活用具給付等事業

重度の身体障がいのある人や知的障がいの人、精神障がいの人などに自立生活支援用 具等の日常生活用具の給付を行います。

				· :績値	第6期計画・見込値			
項 目		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
介護・訓練支援用 具		4	5	8	6	7	9	
自立生活支援用具		3	6	10	7	9	11	
在宅療養等支援用 具	11.6 1 1 11.6 1 11 444	15	15	8	12	14	16	
情報・意思疎通支 援用具	給付等件数 (件)	8	10	6	7	9	11	
排泄管理支援用具		977	1, 076	1, 053	1, 080	1, 100	1, 150	
居宅生活動作補助 用具 (住宅改修費)		4	1	5	4	4	5	

◆サービスを確保するための方策

今後も給付対象者が増加し、日常生活用具の二一ズの多様化が推察されます。そのため、二一ズに対応した各種用具についての情報収集に努め、利用者や関係者に対して十分な説明を行い適切な給付に努めます。

(7)移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

		第5	第5期計画・実績値			第6期計画・見込値		
項	目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
実利用者数	21	26	30	34	38	42		
移動支援事業	延べ利用時間数 (時間)	1, 426	1, 981	1, 800	2, 040	2, 280	2, 520	

◆サービスを確保するための方策

障がいのある人等の多様な活動や社会参加、自己実現を支える重要なサービスとして、 ニーズが高く今後も利用の増加が見込まれることから、必要な人にサービスが十分提供されるよう、実施事業者の確保に努めます。

(8)地域活動支援センター機能強化事業【新規】

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行い、障がいがある 人の地域生活支援の促進を図ります。

	第 5 :	第5期計画・実績値			第6期計画・見込値			
項目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		
地域活動支援セン 実施個所数 ター機能強化事業 (か所)					1	1		
実利用見込者数 実利用人数 (人)					10	10		

◆サービスを確保するための方策

地域活動支援センターについては、「創作的活動、生産活動の機会の提供等の支援を行う基礎的事業」に加え、「機能訓練、社会適応訓練などを行う機能強化事業」を行うことができるよう、本市の実情に応じた形態の検討を進めるともに事業所の参入を促します。

≪任意事業≫

(1)訪問入浴サービス

在宅の身体障がい者に訪問入浴車による家庭での入浴サービスを提供し、身体の清潔 の保持、心身機能の維持等を図り、地域での生活を支援します。

	第5期計画・実績値			第 6 期計画・見込値			
項 目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
訪問入浴サービス 実利用者数 (人)	事業化	3	5	6	6	6	

◆サービスを確保するための方策

平成31年4月から事業を開始しています。今後も、継続的なサービスの利用が見込まれることからサービスが十分に提供されるよう実施事業所の確保に努めます。

(2)生活訓練等

視覚障がい者等を対象に、日常生活上必要な訓練、指導などを行います。

	第5期計画・実績値			第6期計画・見込値			
項	目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活訓練等	実利用者数 (人)	10	11	10	11	12	13

◆<u>サービスを確保するための方策</u>

視覚障害生活訓練員による生活訓練を行うことにより、視覚障がい者の社会参加の促進を図ります。利用を促進するために他市町村からの転入時や障害者手帳交付時のサービスの案内のほか、市のホームページにおいて制度の積極的な周知を行います。

(3)日中一時支援

障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を推進するため、障がい者等の日中における活動の場を確保し、日中の見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

		第5	朝計画・実	:績値	第6期計画・見込値			
項	目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
	実利用者数 (人)	107	138	150	160	170	180	
日中一時支援	延べ利用日数 (日)	5, 856	5, 946	6, 500	6, 950	7, 400	7, 800	

◆サービスを確保するための方策

日中一時支援は、ニーズが高く今後も利用の増加が見込まれることから、サービスが 十分に提供されるよう、障がい者や障がい児の日中活動の場を確保し、ニーズに対応 できるよう事業の促進を図ります。

(4)地域移行のための安心生活支援【新規】

障がい者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備します。

		第 5 期計画·実績値			第 6 期計画・見込値		
項	目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居室確保事業	実施の有無				検討	検討	実施

◆サービスを確保するための方策

地域生活支援拠点等の整備に併せ、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室確保の事業化に向け検討を行います。

5. 第2期亀山市障がい児福祉計画における成果目標

令和5年度を目標年度とする障がい児福祉計画において、障がいのある児童に身近な地域で障がい児通所支援及び障がい児相談支援を提供するための体制確保にかかる目標として、次に掲げる成果目標を設定します。

障がい児支援の提供体制の整備等

【国の指針】

- ①令和5年度末までに市町村において児童発達支援センターを1か所以上設置する。また、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することで、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ②令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び 放課後等デイサービス事業所を各市町村に1ヶ所以上確保することや、医療的ケ ア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、各市町村において医療 的ケア児コーディネーターを配置する。

【成果目標】

- ①市では、市単独で発達に配慮等を要する子どもとその家庭を対象に、子どもの発達の状態や特性に応じて、個別や集団の療育を行っています。また、保育所や幼稚園等と連携して巡回相談を行い、集団生活に適応するための専門的な支援を行っています。現在行っている各事業の充実を図りながら、新たに児童発達支援センターの設置を目指します。
- ②未就学の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は現在市内にはありません。令和5年度末までに1か所となるよう引き続き参入を促します。就学児以上の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所は現在市内に1か所あり、令和元年度末の利用者は3名であることから引き続き確保に努めます。なお、医療的ケア児支援のため、平成29年度に三重大学、三重病院、津市、鈴鹿市、伊賀市、名張市ともに広圏域で保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置しました。今後も他機関及び他市と連携協議しながら更なる支援体制の充実を図ります。

また、医療的ケア児等コーディネーターについては、現在市内の障害児相談支援 事業所に2名配置していますので、引き続き確保に努めます。

項 目	数 値	説明
【目標値】 令和 5 年度末の児童発達支援セン ターの設置	1 か所	市単独で行っている相談療育事業や保育所への計開第末援の充実を図りながら、旧舎登遠
【目標値】 令和5年度末の保育所等訪問支援 を利用できる体制の構築	1 か所	の訪問等支援の充実を図りながら、児童発達 支援センターの設置を目指します。
【目標値】 令和5年度末の主に重症心身障が い児を支援する児童発達支援事業	1 か所	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事 業所数
所及び放課後等デイサービス事業 所の確保	1 か所	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサ ービス事業所数
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機 関の協議の場の維持及び更なる充 実	1 か所 _{広圏域}	協議の場を維持しつつ内容の更なる充実について他市及び他機関と連携を行っていきます。
【目標値】 医療的ケア児等コーディネーター の配置	2名	障害児相談支援事業所に医療的ケア児等コ ーディネーターを配置します。

6. 障がい児通所支援等の活動指標とその確保のための方策

障がい児通所支援等は、発達支援の提供や放課後等の障がい児の居場所づくりなどを行うものです。成果目標の達成に向けて、障がい児通所支援等の必要な量の見込みである活動指標及びその確保のための方策を定めます。

①児童発達支援

未就学の障がい児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。

	第5期計画・実績値			第6期計画・見込値		
項 目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数(人日/月)	157	196	237	270	297	315
利用者数(人/月)	19	23	26	30	33	35

②医療型児童発達支援

障がい児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練の支援及び治療を行うサービスです。

	第5期計画・実績値			第6期計画・見込値		
項 目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数(人日/月)	0	0	0	0	0	10
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	1

③放課後等デイサービス

就学している障がい児(6歳から18歳)に対して、授業の終了後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を行うサービスです。

	第5期計画・実績値			第6期計画・見込値		
項 目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数(人日/月)	584	1, 150	1, 260	1, 275	1, 320	1, 350
利用者数(人/月)	61	74	81	85	88	90

④保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等などに通う障がいや発達に遅れのある児童に対して、他の児童との集団生活に適応できるように支援を行うサービスです。

	第5期計画・実績値			第6期計画・見込値		
項 目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数(人日/月)	0	0	0	0	0	5
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	1

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいの状態にある障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい 児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービ スです。

	第5期計画・実績値			第6期計画・見込値		
項目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数(人日/月)	0	0	3	3	3	3
利用者数(人/月)	0	0	2	2	2	2

⑥障害児相談支援

障がい児通所支援又は障がい福祉サービス等を利用する全ての障がい児を対象とし、支給決定前のサービス等利用計画(案)の作成から支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。さらに一定期間ごとに支援内容が適切かどうかサービス等の利用状況を確認し計画の見直し(モニタリング)を行います。

	第5期計画・実績値			第6期計画・見込値		
項目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数(人/月)	14	18	29	37	43	47

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数

	第5期計画・実績値			第6期計画・見込値		
項目	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
配置人数(人)	0	1	2	2	2	2

◆見込値の算定の考え方

「児童発達支援」「放課後等デイサービス」ともに需要が高く、利用者は大幅な増加傾向にあります。「放課後等デイサービス」については平成25年度に、「児童発達支援」については、平成29年度に市内に初めて事業所が開設されました。現在放課後等ディサービスの事業所は市内に5か所、児童発達支援事業所は1か所にあるほか、近隣市町にも開設され、利用しやすい環境が整備されています。今後も増加傾向が続くことを勘案し、見込値を算定しました。

◆<u>サービスを確保するための方策</u>

今後も「児童発達支援」「放課後等デイサービス」の更なる需要が見込まれます。 支援を必要とする障がい児に適正な支給量のサービス提供ができるよう、事業所へ 新規参入を促します。また既存の事業所での拡充を働きかけます。

資料編【参考資料】

資料編【参考資料】

(1) 亀山市の人口

人口: 49,553人(令和2年4月1日現在)

(2) 亀山市における障がいのある人の状況

■身体障害者手帳所持者数 (人)

	総数	0~17 歳	18 歳以上	視 覚 障がい	聴 覚 障がい	言 語 障 がい	肢 体 不 自由	内 部 障がい
1級	532	20	512	28	1	5	188	310
2級	280	18	262	33	36	5	204	2
3級	330	6	324	9	34	10	192	85
4級	516	2	514	9	38	6	326	137
5級	92	1	91	14	1	0	77	0
6級	123	1	122	8	72	0	43	0
計	1, 873	48	1, 825	101	182	26	1, 030	534

令和2年4月1日現在

■療育手帳所持者数(人)

	総数	0~17 歳	18 歳以上
区分A	142	36	106
区分B	228	66	162
計	370	102	268

令和2年4月1日現在

■精神障害者保健福祉手帳所持者数(人)

1級	17
2 級	194
3 級	104
計	315

令和2年4月1日現在

■精神障がい者の受給状況

通院医療公費負担受給者数(人) 677

令和2年4月1日現在

(3) 令和元年度障害福祉サービス実利用者数(人)

項目	利用者数	項目	利用者数
居宅介護	71	療養介護	10
重度訪問介護	1	短期入所	38
同行援護	5	共同生活援助	37
行動援護	1	施設入所支援	31
重度障害者等包括支援	0	計画相談支援	389
生活介護	103	地域移行支援	1
自立訓練(機能訓練)	1	地域定着支援	0
自立訓練(生活訓練)	2	児童発達支援	32
就労移行支援	26	医療型児童発達支援	85
就労継続支援(A型)	41	放課後等デイサービス	0
就労継続支援(B型)	112	保育所等訪問支援	0
就労定着支援	3	居宅訪問型児童発達支援	0

令和2年4月1日現在

(4) 障害福祉サービス指定事業所数 (か所)

項目	亀山市域	近隣市域 (鈴鹿市)	計	項目	亀山市域	近隣市域 (鈴鹿市)	計
居宅介護	5	28	33	療養介護	0	2	2
重度訪問介護	4	21	25	短期入所	1	9	10
同行援護	1	5	6	共同生活援助	5	21	26
行動援護	0	2	2	施設入所支援	0	4	4
重度障害者等包 括支援	0	0	0	計画相談支援	2	15	15
生活介護	5	14	19	地域移行支援	0	2	2
自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	地域定着支援	0	2	2
自立訓練 (生活訓練)	0	2	2	児童発達支援	2	16	18
就労移行支援	1	5	6	医療型 児童発達支援	0	0	0
就労継続支援 (A型)	1	11	12	放課後等 デイサービス	6	28	34
就労継続支援 (B型)	7	32	39	保育所等 訪問支援	0	3	3
就労定着支援	0	1	1	居宅訪問型 児童発達支援	0	1	1

資料:三重県指定事業所一覧 令和2年4月1日現在

(5) その他の地域資源(令和元年度 亀山市契約事業所数)

5) その他の地域資源(令和元年度 亀山市契約事業所数)					(か所)
項目	契約事業所数	項目	契約事業所数	項目	契約事業所数
日中一時	36	移動支援	12	訪問入浴	2

令和2年4月1日現在

(6)策定までの経過

年 月 日	会議名等	主 な 内 容
令和 2 年 7 月 7 日	第1回亀山市地域自立支援協議会	■第2次障がい者福祉計画の進捗状況 ■第5期障がい福祉計画・第1期障がい 児福祉計画の進捗状況 ■第6期障がい福祉計画・第2期障がい 児福祉計画の基本方針の見直し
8月31日	第1回亀山市地域自立支援協議会 ワーキンググループ会議	■第6期障がい福祉計画・第2期障がい 児福祉計画の基本方針の見直し ■第6期障がい福祉計画・第2期障がい 児福祉計画(素案)
9月30日	第2回亀山市地域自立支援協議会 ワーキンググループ会議	■第 6 期障がい福祉計画·第2期障がい 児福祉計画(中間案)
10月20日	第2回亀山市地域自立支援協議会	■第 6 期障がい福祉計画·第2期障がい 児福祉計画(中間案)
令和 3 年 3 月	第3回亀山市地域自立支援協議会 (書面審議)	■第 6 期障がい福祉計画・第2期障がい 児福祉計画(最終案)
3 月	第 6 期障がい福祉計画・ 第 2 期障がい児福祉計画策定	

第6期亀山市障がい福祉計画・第2期亀山市障がい児福祉計画[令和3年3月]

亀山市 (健康福祉部 地域福祉課)

〒519-0164 三重県亀山市羽若町 545 番地

亀山市総合保健福祉センター「あいあい」内

2:0595-84-3313 FAX:0595-82-8180

E-mail:shogaishashien@city.kameyama.mie.jp